

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける障害福祉サービス事業所等の皆様への支援制度

種類	支援制度名	主な要件	支援内容	相談窓口		
				連絡先	電話番号	対応時間
給付金 (国)	①持続化給付金 	売上が前年度同月比 50%以上減少した企業 (資本金10億円以上の大企業除く)	法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内	中小企業庁 持続化給付金コールセンター	0120-115-570	毎日 8:30~19:00
給付金 (県)	②石川県経営持続支援金 	国の持続化給付金(上記①)を受けた事業者	中小企業は50万円、個人事業主は20万円	県事業者支援ワンストップコールセンター	076-225-1920	毎日 9:00~18:00
給付金 (国)	③家賃支援給付金 	5~12月の売上が1カ月で前年同月比 50%以上減少 又は 連続する3カ月の合計で前年同期比30%以上減少の中堅企業、中小企業、個人事業者	申請時の直近の支払家賃(月額)をもとに6カ月分の家賃を支援 ※ 法人最大600万円、個人事業主最大300万円	中小企業庁 家賃支援給付金コールセンター	0120-653-930	毎日 9:00~19:00
給付金 (県)	④石川県家賃支援給付金 ※検討中 	国の家賃支援給付金(上記③)を受けた事業者	中小企業は最大150万円、個人事業主は最大75万円	県事業者支援ワンストップコールセンター	076-225-1920	毎日 9:00~18:00
給付金 (国)	⑤雇用調整助成金 ※特例措置 	新型コロナウイルスの影響に伴い、最近1カ月の売上が5%(3月以前は10%)以上低下した企業で休業手当を支払い従業員を一時的に休業させた 企業など	休業手当相当額に対して 中小企業は4/5、大企業は2/3 解雇を行わなかった場合、 中小企業は10/10、大企業は3/4	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	毎日 9:00~21:00
給付金 (国)	⑥小学校休業等対応助成金・支援金 	小学校等の休校により子供の世話をを行う労働者に対し、 有給の休暇 (労働基準法上の年次有給休暇を除く) を与えた企業など	労働者雇用する事業主 ：休暇中に支払った賃金相当額に対し 10/10 委託を受けて個人で仕事をする方 ：就業できなかった日について 7,500円/日(定額)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター	0120-60-3999	毎日 9:00~21:00
補助金 (国)	⑦障害福祉サービス継続支援事業 	利用者又は職員に感染者が 発生した 障害福祉サービス施設・事業所等	障害福祉サービス等を継続して提供するために必要な経費についてサービス種類ごとに、基準単価まで助成(補助率10/10) 例)生活介護 63万1千円/事業所 等	県障害保健福祉課	076-225-1428	平日 8:30~17:45
補助金 (国)	⑧職員に対する慰労金の支給事業 	障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員	R2.2.21~R2.6.30の間に通算して10日以上勤務した者 ① 新型コロナ患者・濃厚接触者にサービスを提供した者等：20万円 ② 上記以外の職員：5万円	県障害保健福祉課	076-225-1428	平日 8:30~17:45
補助金 (国)	⑨障害福祉サービス再開に向けた支援事業 (※在宅障害福祉サービス事業所のみ) 	①利用休止中の利用者に対する利用再開への働きかけ ②3密をさけてサービス提供するための環境整備	① 2千円/利用者 等 ② 20万円/事業所(補助率10/10)	県障害保健福祉課	076-225-1428	平日 8:30~17:45
補助金 (国)	⑩感染対策徹底支援事業 	感染症対策を徹底した すべての 障害福祉サービス施設・事業所等	感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費についてサービス種類ごとに、基準単価まで助成(補助率10/10) 例)生活介護 75万7千円/事業所 等 ※入所施設等における多機能型簡易居室については、 300万円/施設・事業所	県障害保健福祉課	076-225-1428	平日 8:30~17:45
同一物品等について重複受給不可						
補助金 (県)	⑪感染拡大防止対策支援金(中堅・中小企業・個人事業主) 	感染拡大防止策を拡充させたい 中堅・中小企業等(個人事業主含む) ※7/1から中堅・中小企業等に拡充	上限50万円(補助率4/5) ※補助対象経費：飛まつ感染防止用具等の資材等を新たに導入するために係る経費	県事業者支援ワンストップコールセンター	076-225-1920	毎日 9:00~18:00
融資 (県)	⑫新型コロナ感染症緊急特別融資 	最近2週間から1カ月の売上が前年同期比20%以上減少 した またはセーフティネット保証4号、5号危機関連保証の認定を受ける 中小企業 など	融資限度額 8,000万円 利子 1.00% (4,000万円(※)以内は当初3年間無利子) 返済期間 10年以内 (元本の据置5年以内)	県経営支援課	076-225-1522	平日 9:00~17:00
融資 (国)	⑬福祉貸付事業 	当貸付事業の融資対象施設を経営している事業者の方であって、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責めに帰することができな理由により事業の継続に支障がある方	融資限度額 なし 利子 0.2% (当初5年間は、 6000万円(新型コロナウイルス感染者がでたことによる休業等により減収となった入所施設は1億円まで) 無利子 ※当該金額を超えた部分は0.2%) 返済期間 15年 (元本の据置5年以内)	独立行政法人福祉医療機構	0120-343-863	
融資 (国)	⑭新型コロナウイルス感染症特別貸付 	最近1カ月の売上が前年または前々年同期比 5%以上減少 した 中小企業、小規模事業者	融資限度額 中小企業3億円 小規模事業者6,000万円 利子 金額に応じて異なりますので、個別にご確認ください 返済期間 15年 (元本の据置5年以内)	日本政策金融公庫 金沢支店中小企業 金沢支店国民事業 小松支店国民事業	076-231-4275 076-263-7192 0761-21-9101	
融資 (国)	⑮新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者が対象) 	最近1カ月の売上が前年または前々年同期比 5%以上減少 した 中小企業、小規模事業者	融資限度額 1,000万円 利子1.21 (当初3年間0.31%) 返済期間 7年 (元本の据置3年以内)	中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局	0570-060515	
税の猶予	⑯国税・地方税の納税猶予、社会保険料の納付猶予	収入が前年同期に比べて 概ね20%以上減少 している 中小企業 など	令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税、社会保険料について、納税・納付が困難な方に限り申請により納税・納付を1年間猶予(担保不要・延滞金なし)	金沢国税局 税猶予相談センター、各年金事務所、県総合(県税)事務所、市町税務担当課		
税の猶予	⑰固定資産税・都市計画税の軽減措置	収入が前年同期に比べて 30%以上減少 している 中小企業 など	令和3年度課税の1年分に限り ・売上減少が30%以上50%未満 課税標準を2分の1に軽減 ・売上減少が50%以上 課税標準をゼロ	市町税務担当課		

※上記のほか、お住まいの市町において独自の施策がある場合があります□

※政府系金融機関には、上記の他にも様々な融資制度があります